

豊かさ共創普及啓発動画作成業務委託 仕様書（案）

1 業務名

豊かさ共創普及啓発動画作成業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月26日まで

3 業務の目的

本県では、「労使の共益関係の下で、働き手がスキルアップし、企業の収益が上がり、賃金が向上する（以下「3UP」という。）」という、「豊かさ共創の好循環」を実現するため、リスクリングの拠点となる「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ（以下「CUU」という）」を令和6年1月に設置予定である。

その仕組みやCUU参加によるメリットなどを県内企業に広く普及啓発していく必要があるが、その具体的なイメージが浸透しておらず、CUU参加の動機付けが出来ていないという現状がある。

そのため、3UPの考え方やリスクリングが企業の経営課題の解決に結び付くといった一連の流れ（以下「成功パターン」という）をまとめた動画等を制作し、広く普及啓発する際に活用することで、多くの県内企業に「豊かさ共創の好循環」に対する納得感やCUUに対する興味・関心の獲得を目指すことを目的とする。

4 委託業務の内容

「豊かさ共創の好循環」に対する納得感を得ることができ、CUUに「参加してみたい」3UPを「実現してみたい」などと多くの県内企業に感じてもらえるよう、CUU参加の企業の経営者・従業員を取材したドキュメンタリー動画や、想定される成功パターンなどをストーリー仕立てで構築した動画等を制作する。

(1) 全体的事項

- ・ 「1 業務の目的」を達成するための動画を作成すること。
- ・ 実際の作成内容は受託事業者の決定後、県と協議のうえで確定させていくが、提案時においても、イメージ図や絵コンテなどを用いて作成予定の動画内容が分かるよう提案すること。
- ・ 動画全体のストーリー作成に当たっては、県が指定する有識者からの意見を反映すること。なお、有識者への謝礼金は委託業務に含むこと。
- ・ 業務にあたっては、県との打ち合わせを密にし、具体的な内容について決定すること。
- ・ 予め作成する動画の内容が分かるよう、内容の修正が可能な時点で、イメージ図や絵コンテ、ストーリーなどを作成し提出すること。
- ・ 制作するそれぞれの動画が、どのような場面や対象者に訴求する動画コンテンツなのか明らかにするとともに、想定される普及啓発の方法について提案すること。

(2) 動画の企画・制作・配信

ア 動画の種類

- ・ 長編動画：5～10分程度の動画 ×5本程度
内1本は、CUU参加企業の経営者・従業員へのインタビュー動画
残りは、成功パターンをストーリー仕立てで構築した動画
- ・ 短編動画：長編動画を、30秒～1分程度のSNS用に再編した動画 ×5本程度

イ 字幕・ナレーション

- ・ 本業務で作成する動画は、字幕・ナレーション等を含むこと。
- ・ 字幕・ナレーションの無い動画も、別途制作し納品すること。

(3) 規格・納品

ア 映像規格

- ・ アスペクト比は、16：9とすること。
- ・ クオリティーは、ハイビジョンもしくはそれ以上とすること。

イ データ形式

- ・ 形式が異なる場合は、それぞれ別のDVD-ROM等に記録すること。
- ・ 長編動画は、YouTubeに、短編動画はFacebook、TikTok等にアップロード可能な形式とすること。
- ・ 一般的なDVDドライブ付きパソコンや、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること。

ウ 納品

- ・ 受託事業者は、イで示した形式の電子データをDVD-ROM等に記録すること。
- ・ 県が指定する日までに納品すること。

5 業務実施体制

- ・ 事業の実施に当たっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。
- ・ 山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ・ 経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

6 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ・ 委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必

要な著作権処理を行うこと。

- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・ 委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 留意事項

- ・ 委託業務を総括する責任者を置く等、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- ・ 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- ・ 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

8 その他事項

- ・ 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- ・ 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- ・ 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- ・ 委託業務において制作した動画素材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。成果品についての諸権利は山梨県に帰属する。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- ・ 業務の実施に当たっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。

【問い合わせ先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（本館3階）

山梨県知事政策局 政策企画グループ

電話：055-223-1553

FAX：055-223-1776

メールアドレス：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp